



市制60周年を記念して「高石の歴史を紐解くコラム」を毎月連載します。長い年月をこえて受け継がれてきた高石の記憶を、皆さんと一緒にたどっていきましょう。問合先 地域創生課 ☎(275)6082

高石地名の由来と行基さん

寄稿者 七野 大一
監修 佐野 謙太郎

今から約1300年前、奈良時代の高石に日本の社会に大きな足跡を残した人物がいました。

その御仁は、民衆の中に入り仏教の教えを広めるとともに多くの社会事業に関わってきました。全国各地に寺院やお堂を建立するとともに、池を掘り、橋を架け、堤を築き、温泉の開湯までゆかりの地は数えきれず、多くの伝承や伝説を残し、庶民から絶大な支持を受け、菩薩と崇められる高僧となった民衆のカリスマ的存在、その名は「行基」^{ぎょうき}。天智7年(668年)父・高志才智^{たかしさいち}、母・蜂田古爾比売^{はちのこにひめ}の長子として生まれました。

高志才智は日本に漢字や儒教などの学問を伝えた百済の渡来人「博士王仁」^{ふみよみのとわに}の後裔^{こうえい}氏族で、この地(現高石市)に本拠を構えていた高志氏の出自です。「行基年譜」によりまずと、行基の建立した寺院は49院にのぼり、高石には清浄土院と清浄土尼院を建てました。灌漑施設としては、久米田池、鶴田池、狭山池があります。

天平15年(743年)「奈良の大仏」で知られる東大寺の大仏造像を発願した聖武天皇は、勸進^{かんじん}(広く寄付を募ること)の詔^{みことり}を発しました。行基はこれに応じ、弟子を率いて勸進にとりかかり、大仏造営に参加しました。

高志氏の氏神様とされる高石神社(高師浜4丁目)は行基が生まれる18年前の白雉元年(650年)に創建されたと伝えられています。そのころより日本書紀や万葉集などには高志^{はくち}、高脚^{たかあし}、高師^{たかし}の地名が登場します。いずれも「たかし」と読み、その後「たかし」となりました。高石は、高石村↓高石町↓高石市と発展し、今に至っています。私たちのまちなみは、日本の歴史に多大なる功績を残した人物を輩出した氏族名・高志連^{たかしのむらじ}に由来しているのです。

次回の高石の歴史を紐解くコラムは、「高師浜と百人一首」です。お楽しみに！

第6弾！砂浜活性化プロジェクト

3月20日(祝)

10:00~14:30 ※小雨決行

会場：高石漁港内砂浜

※お車で越しの方はお近くのコインパーキングをご利用ください

BEACH REBOOT PROJECT

※時間は変更になる場合があります。

先着300名
漁師汁
プレゼント

詳しくは
こちら▼



高石朝市
マルシェ

10:00~14:30

漁師汁
プレゼント

整理券配布：10:00~
提供：11:30~



砂浜
清掃

10:15~11:00

稚魚
放流

11:00~11:40

アマモ
移植祭

13:00~14:00

手形で作るサンドアート

- ①10:30~11:15
- ②11:30~12:15
- ③12:30~13:15

申込
方法

3月19日までに産業共創課へ電話申込
☎(275)6149
各回10組(先着順)※1組500円



税

原動機付自転車や軽四輪の廃車手続きをお忘れな

軽自動車税は、毎年4月1

日現在の所有者に対して1年分全額が課税され、4月2日以降に廃車しても年額が課税されます。廃棄や譲渡などにより現在車両を所有していない方は、3月中に廃車申告をしてください。

問合せ 税務課 ☎(275)6097

泉大津税務署から納付期限等のお知らせ

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税の納付期限は3月16日(月)、消費税及び地方消費税(個人事業者)は3月31日(火)までとなっています。

■振替納付

・申告所得税及び復興特別所得税：4月23日
・消費税及び地方消費税(個人事業者)：4月30日

■振替納税

振替納税を利用する場合に

は、事前に税務署又は希望する金融機関に「振替依頼書」を提出する必要があります。

e-Taxからオンラインによる提出も可能です。詳しくはホームページをご覧ください。



■キャッシュレス納付

金融機関や税務署の窓口へ行く必要がない、「キャッシュレス納付」を是非ご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税に関する総合案内」をご覧ください。



■還付金の受取り

還付金の受取りは、申告者本人名義の口座に限り振込みが可能です。

なお、口座名義に店名(屋号)などを含む場合や旧姓のままの場合は、振込みできません。ゆうちよ銀行に振込みを希望する場合は、貯金通帳口座の「記号」と「番号」を記載してください。

問合せ 泉大津税務署 ☎0725(33)5601

固定資産の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地及び家屋の価格等縦覧簿により、自己の所有する土地・家屋の価格と市内の他の土地・家屋の価格とを比較することができます。

縦覧期間 4月1日～第1期の納期限までの間(土・日曜日、祝日は除く)

縦覧場所 税務課固定資産係

縦覧できる方 土地価格等縦覧簿は土地の納税者等、家屋価格等縦覧簿は家屋の納税者等

必要なもの 納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状等が必要。

なお、家屋新増築または地目変更等により変更された評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から3ヶ月以内であれば、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。

問合せ 税務課 ☎(275)6109

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の気になる情報をお届けします!

泉大津市



泉大津市立周産期小児医療センター

退院後の生活に向け、家族で育児に慣れていける特別室「ファミリーケアスイート」を開始しました。個室で入院中から赤ちゃんに触れ合い、育児の疑問や不安を解消しながら、家族で新しい生活を始める準備をすることができます。詳しくは、泉大津市公式 YouTube チャンネル「IZUMIOTSU NEWS」をご確認ください。

利用料 6,600円(税込)/日

※出産に伴う入院の場合は、6,000円(非課税)/日

問合せ 泉大津市立周産期小児医療センター事務局総務課

☎0725(32)5622

詳細はこちらから▶



高石市



砂浜活性化プロジェクト 第6弾

高石市に砂浜があることをご存じですか?当日は砂浜清掃や稚魚放流、アマモ移植祭、マルシェ出展など楽しめるコンテンツをたくさん用意しています。先着300名には漁師汁のプレゼントもあります。

日時 3月20日(祝)10:00-14:30

場所 高石漁港内砂浜(高石市高師浜丁)

問合せ 産業共創課 ☎(275)6149



忠岡町



安全運転者講習会

交通安全への意識向上を目的として、安全運転者講習会を開催します。講習受講記録カードをご持参いただくと、スタンプを押印します(当日発行も可能です)。また、当日は参加者の中から抽選で5人に「ただお課長」グッズなどの景品をプレゼントします。申し込みは不要ですので、ぜひお気軽にお越しください。

日時 3月27日(金)19:00~(受付:18:30~)

場所 忠岡町ふれあいホール(忠岡町忠岡東1-34-1 忠岡町シビックセンター南館2階)

問合せ 忠岡町産業建築課

☎0725(22)1122

国民年金

学生納付特例制度

国民年金に加入する学生で、保険料の納付が困難な場合、学生本人の所得が一定額（約128万円）以下であれば、学生納付特例制度を申請することが出来ます。承認されると保険料の納付が猶予され、学生納付特例期間中の傷病や不慮の事故などにより障がいが残った場合、障害基礎年金の請求が出来ます。なお、学生納付特例期間は年金の受給資格期間に算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

※毎年度申請が必要です。

※学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降、10年以内であれば遡って納めること（追納）が出来ます。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等専門学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校等に在学する学生

※これ以外の教育施設でも対象になる場合があります。
手続き 健幸増進課へ学生証

（写）または在学証明書と、基礎年金番号通知書または年金手帳を持参してください。郵送でも手続きが可能です。

また、50歳未満の学生ではない方で、保険料の納付が困難、かつ、本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、納付猶予制度を申請することが出来ます。

問合せ先 健幸増進課 ☎(275) 6241

■国民年金保険料は納付書がなくてもねんきんネットで納付出来ます

ねんきんネットからインターネットバンキング等を利用して、Pay-easy（ペイジー）納付が出来ます。

納付できる保険料は前月分以前の国民年金保険料と追納の申し込みが承認された期間の保険料です。前納等当月分以降の保険料は納付できません。

※ねんきんネットの登録が必要です。

問合せ先 日本年金機構 ☎0570(003)004

後期高齢者医療

申請による後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳の方で、申請により後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認められた方は、後期高齢者医療制度に加入出来ます。

■一定の障がいの程度とは

国民年金法等における障害年金1・2級、身体障がい者手帳1・2・3級及び4級の1部（音声機能・言語機能の障がいまたは下肢障がい1・3・4号）、精神障がい者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの方。

なお、一定の障がいがあると認定された65歳～74歳の方については、認定後も75歳になるまでは、後期高齢者医療制度の障がい認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要で、撤回届の提出により、身体障がい者手帳等や障害年金受給資格等が無効になることはありません。

問合せ先 健幸増進課 ☎(275) 6392

令和8年4月1日から
 自転車の交通違反に青切符が導入されます！



令和8年4月1日から、道路交通法の一部を改正する法律が施行され、信号無視やながらスマホ等の自転車の交通違反 100 種類以上に対して、交通反則通告制度（青切符）が導入されます。

対象

16歳以上
 ※違反者が反則金を納めれば刑事罰は科されない制度ですが、反則金額は原付バイクの違反と同等です。
 ※酒酔い運転や危険行為の反復などの悪質な違反は、これまでどおり刑事罰の対象となります。

交通違反例



携帯電話使用等（保持）
 反則金：1万2千円



ヘッドホン・イヤホン着用
 反則金：5千円



横並びで走行
 反則金：3千円

自転車の交通ルールを遵守して、事故にあわない・起こさないように気をつけましょう。

問合せ先 高石警察署 ☎(265)1234 ・ 土木管理課 ☎(275)6478

各種

水道料金の減免

物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金を全額減免します。

対象 給水契約者(官公署施設を除く)

減免額 水道基本料金の全額
期間 令和8年4月分から9月分までの6か月間(令和8年5月から10月までに届く請求が対象)

※減免のための手続きは不要です。

問合せ先 企画課 ☎(275)6034

令和8年度分の無料普通ごみ処理券を配布

3月中旬以降に、住民登録のある方に、令和8年度分の無料普通ごみ処理券を配布します。

本市に住民票を移されていない方には、無料普通ごみ処理券は郵送されません。住民

票を移さずに本市に居住されている方は、印鑑と居住がわかる書類(氏名と住所が確認できる住居の賃貸借契約書や公共料金の領収書など)を持って、交付申請をしてください。

なお、令和7年度の無料普通ごみ処理券(緑色)を使い切らずに残された場合は、日用品との交換を予定していません。残ったシールは捨てずに保管しておいてください。詳しくは、今後の広報紙等でお知らせします。

■ご注意ください

令和7年度分(緑色)のシールは、3月31日までの収集日のごみにご使用ください。令和8年度分のシール(青色)は、4月1日以降の収集日に必ずごみにご使用ください。

問合せ先 環境政策課 ☎(275)6834

漏水に係る水道料金の減免制度が変わります

高石水道事業は、大阪広域水道企業団に統合後も、統合前の水道料金の漏水減免の取扱いを継続していましたが、4月1日から大阪広域水道企

業団の統一した取扱いに変更となります。詳細は、ホームページをご確認ください。

問合せ先 高石水道センター ☎(275)6419

令和9年度(令和10年1月開催)以降の二十歳のつどい開催日について

「二十歳のつどい」は、令和9年度(令和10年1月開催)より開催日を「成人の日の前日の日曜日」に変更して開催いたします。詳細は、市HPをご確認ください。

問合せ先 社会教育課 ☎(275)6437

健康コミュニティ農園講座

夏野菜の育て方&交流会

日時 3月29日(日) 午後1時~3時

場所 市役所別館(3階)

対象 健康コミュニティ農園を利用中またはこれから利用

申込をされる方

申込・問合せ先 3月25日まで
に産業共創課 ☎(275)6164 (電話申込可)



	住所	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和8年度上半期くみ取り日程	取石1丁目、取石2丁目(7~10、13、28、33、39、41) 取石3丁目(13、15)、取石4丁目(4)	1(水) 15(水)	4/30(木) 18(月)	1(月) 15(月)	1(水) 16(木)	7/31(金) 19(水)	1(火) 15(火)
	取石2丁目(30、37、38、43) 取石3丁目(13、15以外)	2(木) 16(木)	1(金) 19(火)	2(火) 16(火)	2(木) 17(金)	3(月) 20(木)	2(水) 16(水)
	取石4丁目~7丁目(取石4丁目4以外) 西取石3丁目(14、15)、千代田3丁目(3、13)	3(金) 17(金)	2(土) 20(水)	3(水) 18(木)	3(金) 21(火)	4(火) 21(金)	3(木) 17(木)
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。 問合せ先 環境政策課 ☎(275)6834	千代田1丁目~6丁目(千代田3丁目3、13以外) 綾園7丁目、東羽衣4丁目、東羽衣6丁目(1)、東羽衣7丁目	6(月) 20(月)	7(木) 21(木)	4(木) 19(金)	6(月) 22(水)	5(水) 22(土)	4(金) 18(金)
	高師浜1丁目~4丁目、羽衣1丁目、3丁目 東羽衣1丁目、2丁目、3丁目(13、14、16)、5丁目(4)	7(火) 21(火)	8(金) 22(金)	5(金) 22(月)	7(火) 23(木)	6(木) 24(月)	7(月) 19(土)
	東羽衣3丁目(3、4) 東羽衣5丁目(4以外) 東羽衣6丁目(1以外)、加茂1丁目	8(水) 22(水)	11(月) 25(月)	8(月) 23(火)	8(水) 24(金)	7(金) 25(火)	8(火) 24(木)
	綾園1丁目、2丁目(1、9)、綾園3丁目、4丁目、6丁目(6、7、14)、加茂2丁目、3丁目	9(木) 23(木)	12(火) 26(火)	9(火) 25(木)	9(木) 27(月)	10(月) 26(水)	9(水) 25(金)
	綾園6丁目(4、5、21、22、23)	10(金) 24(金)	13(水) 27(水)	10(水) 26(金)	10(金) 28(火)	12(水) 27(木)	10(木) 28(月)
	綾園2丁目(4、7)、綾園6丁目(8、9、11、12、16、18、20)	13(月) 27(月)	14(木) 28(木)	11(木) 29(月)	13(月) 29(水)	17(月) 28(金)	11(金) 29(火)
	西取石1丁目、3丁目(1、5、9、18、19) 取石2丁目(11、14、15、16、17)、加茂4丁目	14(火) 28(火)	15(金) 29(金)	12(金) 30(火)	14(火) 30(木)	18(火) 31(月)	14(月) 30(水)

お知らせ

健康だより

子育てナビ

募集と案内

相談窓口

アプラホール

図書館

フォトニュース

マイナンバーカードの休日交付窓口

日時 3月29日(日)午前9時～正午

場所 市役所本館(1階)
取扱業務 マイナンバーカードの受取、マイナンバーカードと保険証の紐付けなど。

問合せ 市民課 ☎(275)6212

企業版ふるさと納税

ご寄附ありがとうございます
ました

株式会社ニューウェイブ様
寄附額 非公表

寄附対象事業 子どもを産み育てやすい環境を充実させ、学びの力を育み、「教育のまち高石」を実現する事業

・TSP西日本株式会社様
寄附額 非公表

寄附対象事業 駅周辺活性化事業、プロスポーツチーム等の支援事業

株式会社 Hajimari 様

寄附額 非公表

寄附対象事業 子育て支援施策事業

問合せ 地域創生課 ☎(275)6138

丙午(ひのえうま)の迷信



【ひのえうまとは?】

今年2026年は干支(えと)の組み合わせで60年に一度の「丙午(ひのえうま)」の年にあたります。「丙午生まれの女性は気性が激しく、夫を不幸にする」という江戸時代からの迷信があることから、過去の丙午の年には出生数が減少するという現象が起きました。特に60年前の1966(昭和41)年には出生数が前年よりも25%も減少しました。

【1966年生まれの現実】

丙午に対する悪いイメージは、あくまでもかつての生活背景や文化的背景によるものであり、事実に基づいたものではありません。生まれてくる子の不安材料は取り除きたいという母親の心理があった一方で、人口が少なかったために受験や就職で有利となったとの意見もあります。

【女性の妊娠や出産の権利】

高石市男女共同参画計画では女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方として、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあげられ、その理解促進と浸透についての施策が定められています。

慣習は幸福を願い、不幸を避けるために生まれました。しかし、迷信や周りの意見に左右されず、一人ひとりがその根拠を考え、さまざまな人を認めることが、人権尊重の社会につながるのではないのでしょうか。無意識の偏見をなくし、自由に人生を選べる地域社会をつくっていきましょう。



人権・生活相談課 ☎(275)6279

SNSで勧誘される詐欺的な暗号資産の投資話 被害回復は困難です!

SNSのアカウントに知らない異性から連絡があり、別のSNSでやり取りしようと誘われた。数日間メッセージのやりとりをした後、暗号資産の投資を勧められた。国内の暗号資産取引所で自分名義の口座を開設し、日本円を暗号資産に交換した。その後、海外の暗号資産取引所の指定口座に送金し、別の暗号資産に交換するよう指示され、交換した。預けた暗号資産を出金しようとしたら、認証金の支払いを追加で求められ、いつまでも出金できない。送金額は総額約500万円である。(60歳代)

ひとことアドバイス

SNSなどで知り合った面識のない相手から暗号資産等の投資を勧められたら、詐欺的な投資話を疑ってください。暗号資産交換業を行う事業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。事前に必ず金融庁のウェブサイトで登録の有無を確認してください。同サイトには、無登録業者として警告がなされた業者の掲載もあります。無登録業者とは取引しないでください。暗号資産は価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。たとえ取引相手が登録業者でも、こうしたリスクや契約内容を十分に理解できなければ契約をしないでください。いったん振り込んでしまうと、被害回復は極めて困難です。相手の説明に不感や疑問を抱いたら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察に相談してください。



消費生活センターだより

困ったときは、消費生活センターへ ☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休業日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休業日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください
※独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第530号」から抜粋・イラスト 黒崎 玄